

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
22	マイナンバー法が定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し	内閣府	1~2
23	マイナンバー利用事務の委託を受けた者について、情報連携の利用が可能となるよう見直し	内閣府	3~4
29	マイナンバー法上の通知カードの券面事項の住所変更に係る追記事務の廃止	総務省	5~6
27	地方公共団体が行う農業共済事業の義務付けの緩和	農林水産省	7~13

マイナンバー制度に係る提案募集について

社会保障給付等事務における情報連携の範囲の拡大（療育手帳関係情報の追加）

- 療育手帳は知的障害者福祉法に基づき、知的障害と判定された者に対して、厚生労働省通知により各都道府県又は政令市が実施要綱を定めて交付している。
- 情報連携の対象となる情報は、明確な根拠法に基づくものを法制化している。他方で一部の地方公共団体が条例によりマイナンバー利用事務としてきている。

重点番号22:マイナンバー法が定めるマイナンバー利用事務について、情報連携の範囲を拡大するよう見直し(内閣府)

【第2次回答】

提案については、本来は事務の根拠法律があることを前提として、マイナンバーの利用をマイナンバー法に規定した上で情報連携の対象とし得るものであるが、現在は事務の根拠法律がないため、一部の地方公共団体が療育手帳交付の事務におけるマイナンバーの利用を条例に規定して利用事務としている状況である。

療育手帳関係情報を情報連携の対象とするためには、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、条例化している地方公共団体の状況を見ながら、現行のマイナンバー法別表第2の規定に基づいて主務省令を整備する必要がある。

なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。

精神保健福祉法による措置入院患者の費用徴収事務における地方税関係情報の利用

- 精神保健福祉法による措置入院(医療及び保護のために入院させなければ自身や他人に書を及ぼすおそれがあると都道府県知事が認めた入院)においては、都道府県知事は当該措置に要した費用を患者本人又は扶養義務者から徴収することができる。
- 費用徴収事務において、地方税関係情報を用いるには、地方税法上の守秘義務を解除する必要があるが、現行の精神保健福祉法の規定等ではこれを解除できない。

【第2次回答】

地方税法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳格に解されており、

- 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務やその担保措置が規定されている場合、又は
- 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。

現行では、当該事務は1)又は2)に該当しないとされているが、実務上のニーズや事務の特殊性も踏まえ、引き続き関係省庁で対応方策の検討を行う必要がある。

情報連携の主体の拡大(都道府県知事から委託を受けた公益財団法人、指定管理者)

- 情報連携の主体は、マイナンバーを利用して個人に関する様々な情報を紐付けることが可能となることから、マイナンバー法の別表第2で明定されている主体又は法令の規定により事務の全部又は一部を行うこととされている者に限定されており、国民の個人情報保護の懸念に対応するマイナンバー法の理念に鑑みると、主体は法令に明確に規定されている必要があると考える。

【第2次回答】

(公益財団法人)：移管を受けた公益財団法人での利用については、マイナンバーの民間での利用を可能とする提案となるが、個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、民間での利用は認めない。

委託を受けた公益財団法人での利用については、個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要があると考えており、都道府県の委託によりマイナンバー利用事務を行うこととされている公益財団法人を情報連携の主体として認めることは困難である。

(指定管理者)：個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要があると考える。

指定管理者は、地方自治法に定められた手続であるとはいえ、法人その他の団体という様々な主体がなり得るものであり、かつ、当該地方公共団体以外の地方公共団体やその住民にとっては認識も関与もできないものとなっている。

情報提供を行う地方公共団体側としては、そのような主体に対して特定個人情報を提供することについて、個人情報保護の観点からの懸念が生じうると考えられるため、現時点では、指定管理者を情報連携の主体とすることは困難である。

重点番号23:マイナンバー利用事務の委託を受けた者について、情報連携の利用が可能となるよう見直し(内閣府)

通知カードの券面事項の住所変更に係る追記事務の廃止について(1/2)

提案事項の概要

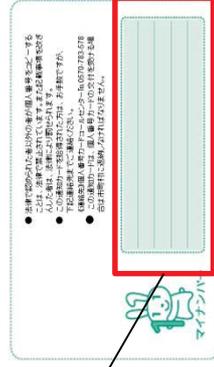
- 通知カードの表面には住所が記載されているが、住所を変更する際には、市町村においては裏面の追記欄に新しい住所が追記される。これが市町村の事務負担となっていることから、当該事務を廃止することが提案されているもの。

おもて面



住所

うら面



追記欄

一次回答の要旨

- 廃止できない。理由は以下のとおり。

住所変更の際は、ここに
変更後の住所を追記する。

- 個人番号を利用する者が個人番号の提供を受けるときは、法令上の規定により、本人確認の措置が必要となる。
- 本人確認として通知カードを提示する際には、法令上の規定により、併せて通知カードに記載されたものと同一の氏名及び出生の年月日、又は、氏名及び住所が記載されている書類の提示が必要となる。
- 出生の年月日の記載のない書類を提示するケースにおいては、氏名及び住所が通知カードの記載と一致していることを確認することとなるが、通知カードに記載された住所について、変更の措置を講じていない場合、住所の記載が不一致となり、本人確認が出来ないこととなり、不都合が生じるため、当該事務は廃止できない。

重点番号29: マイナンバー法上の通知カードの券面事項の住所変更に係る追記事務の廃止(総務省)

通知カードの券面事項の住所変更に係る追記事務の廃止について(2/2)

専門部会等からの主な再検討の視点

- 通知カードと併せて提示される書類としては氏名及び住所より氏名及び生年月日の記載がされたものが主であると想定されるので、住所変更の追記は不要ではないか。
- 住所変更をした者については、住所変更が確認できる書類とセットで提出等を求める等の措置をとれば本人確認には支障がないのではないか。
- 個人番号の提供を受ける際の本人確認の厳格な運用と市町村における住所変更の追記事務による職員の負担とそれに伴う待ち時間の増大による住民の負担を比較考量して制度の見直しをすべきではないか。

二次回答の要旨

- 併せて提示される書類に生年月日の記載がない場合が存在しうる以上、氏名及び住所の記載の一致を確認することが必要となり、住所変更の追記を不要とすることはできない。
- 併せて提示される書類の記載が通知カードの記載と一致していることが求められる趣旨は、通知カードは市町村により送付され、記載の変更も市町村により行われる点に、高度の信頼性があるところ、個人番号の提供という厳格に本人確認を実施すべき場面においては、当該通知カードの記載と、併せて提示される書類の記載が一致していることを求めるという点にある。
- 通知カードへの住所変更の追記が、市町村の事務の負担となってしまうことであるが、制度の根幹を変更しない前提での対応について、要望等があれば実施可能かどうかも含め、引き続き検討する。

農業災害補償制度の概要

制度の目的

農業災害補償法（昭和22年制定）に基づき、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補填することにより、農業者の経営安定を図り、農業生産力の発展に資する

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払う

共済事業

共済事業	対象品目
農作物共済	水稲、陸稲、麦
家畜共済	牛、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭
園芸施設共済	園芸施設(附帯施設、施設内農作物を含む)

注1 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平をいう。

2 以上のほか、任意共済を実施（建物、農機具が対象。ただし、掛金の国庫負担はなし）

対象事故

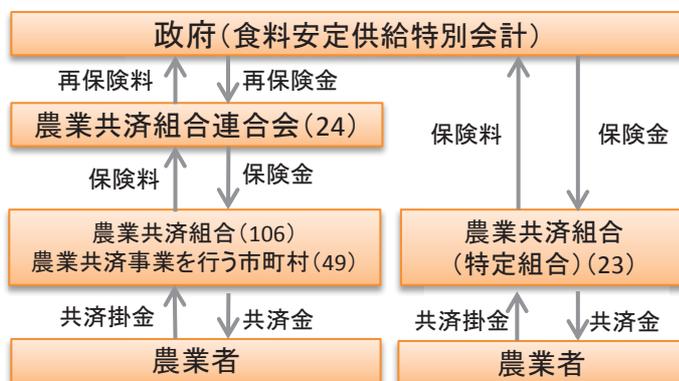
【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因（地震、噴火を含む。）による災害、火災、病虫害、鳥獣害等

【家畜共済】

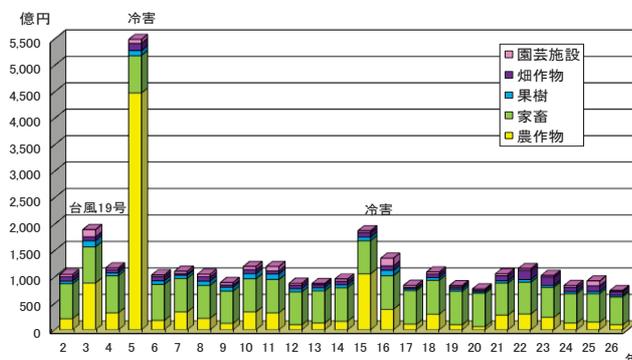
家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

事業運営体制



※かっこ内は組合等の数

共済金支払状況



国の補助

- 農業者が支払う共済掛金の一定割合（原則50%）を国が負担
- 農業共済団体の事務に係る費用の一部を国が負担

市町村が行う共済事業(家畜共済)の義務付けについて

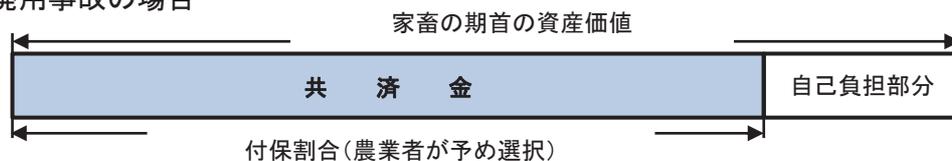
共済事業のうち、

- (1) 農作物共済及び家畜共済については、農業共済組合及び共済事業を行う市町村で必ず実施(必須事業)
 - (2) 果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済については、農業共済組合及び共済事業を行う市町村の選択により実施(任意事業)
- することとされている。

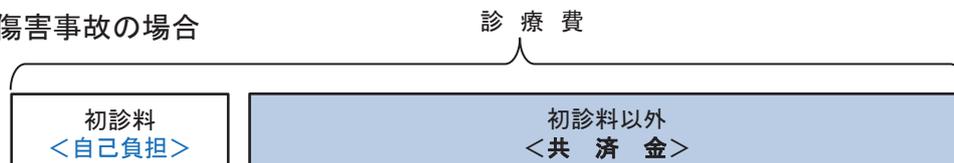
(参考)家畜共済の概要

- 対象家畜・・・牛、馬、豚
- 対象事故・・・対象家畜の死亡、廃用、疾病及び傷害
- 補填の仕組み

死亡・廃用事故の場合



疾病・傷害事故の場合



(参考条文)

○農業災害補償法（昭和22年法律第185号）（抜粋）

第83条 農業共済組合の行う共済事業は、次のとおりとする。

- 一 農作物共済
- 二 削除
- 三 家畜共済
- 四 果樹共済
- 五 畑作物共済
- 六 園芸施設共済
- 七 任意共済

② 果樹共済は、収穫共済及び樹体共済とする。

第85条 農業共済組合は、第83条第1項第1号及び第3号に掲げる共済事業を行わなければならない。

②～⑨ (略)

⑩ 農業共済組合（特定組合を除く。第12項において同じ。）は、その所属する農業共済組合連合会が第121条第2項の規定によりその共済責任に係る保険事業を行う場合に限り、第83条第1項第4号から第6号までに掲げる共済事業を行うことができる。

⑪ (略)

⑫ 農業共済組合は、その所属する農業共済組合連合会が第121条第2項の規定によりその共済責任に係る保険事業を行う場合に限り、当該農業共済組合連合会の承認を経て、第83条第1項第7号に掲げる共済事業を行うことができる。

第85条の7 共済事業を行う市町村については、第83条、第84条第1項から第4項まで並びに第85条第1項から第6項まで及び第8項から第11項までの規定を準用する。（以下略）

農業共済保険審査会の必置義務について

都道府県には、都道府県農業共済保険審査会を設置することとされている。

(参考1) 都道府県農業共済保険審査会の概要

(1) 構成

- 会長：都道府県知事
- 委員：都道府県の部局の長、農業共済組合の組合員等、学識経験者

(2) 業務

- ① 農業共済組合又は共済事業を行う市町村が、農業共済組合連合会の行う保険に関する事項について不服がある場合の審査
- ② 都道府県知事の諮問に応じた次の事項の調査審議
 - 農業災害の発生、予防及び防止に関する事項
 - 共済掛金、共済金額、保険料及び保険金額(政府と特定組合との間の保険関係に関するものを除く)の適正化に関する事項
 - その他農業災害補償法の運用に関する重要事項

(参考2) 農業災害補償制度の事業運営体制

- (1) 農業共済組合及び市町村が、農業者に対して共済事業を実施。その共済責任について、都道府県ごとの農業共済組合連合会が保険を行い、さらに、その保険責任について、政府が再保険を実施。
- (2) 合併により都道府県に農業共済組合が一つ(特定組合)となった場合は、農業共済組合連合会が解散し、特定組合の共済責任について政府が保険を行う仕組みに移行。

(参考条文)

○農業災害補償法（昭和22年法律第185号）（抜粋）

第131条 農業共済組合連合会の組合員は、保険に関する事項について不服があるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査を申し立てることができる。

② 前項の審査の申立ては、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

第143条の2 都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置く。

② 都道府県農業共済保険審査会は、第131条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、都道府県知事の諮問に応じて次の事項を調査審議する。

一 農業災害の発生、予防及び防止に関する事項

二 共済掛金、共済金額、保険料及び保険金額（政府と特定組合との間に存する保険関係に係るものを除く。）の適正化に関する事項

三 その他この法律の運用に関する重要事項

③ 前二項に規定するもののほか、都道府県農業共済保険審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

○都道府県農業共済保険審査会規程（昭和16年勅令第889号）（抜粋）

第1条 都道府県農業共済保険審査会ハ農業災害補償法（昭和22年法律第185号以下「法」ト謂フ）第131条第1項及第143条の2第2項ノ規定ニ依リ其ノ権限ニ属セシメタル事項ヲ処理シ又ハ調査審議ス

第2条 審査会ハ都道府県ノ名ヲ冠ス

② 審査会ノ管轄区域ハ都道府県ノ区域トス

第3条 審査会ハ会長一人及委員九人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

② 法第143条の2第2項ノ規定ニ依リ都道府県知事ノ諮問シタル事項ヲ調査審議セシムルタメ必要アルトキハ審査会ニ臨時委員ヲ置クコトヲ得但シ其ノ数ハ三人以内トス

第4条 会長ハ都道府県知事ヲ以テ之ニ充ツ

② 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 都道府県知事ノ直近下位ノ内部組織ノ長 三人

二 農業共済組合ノ組合員又ハ法第85条の6第1項ノ共済事業ヲ行フ市町村トノ間ニ農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済若クハ園芸施設共済ノ共済関係ノ存スル者 三人

三 学識経験アル者 三人

③ 臨時委員ハ学識経験アル者ヲ以テ之ニ充ツ

第5条 委員及臨時委員ハ都道府県知事之ヲ命ズ

② 前条第2項第2号及第3号ノ規定ニ依ル委員ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

③ 臨時委員ハ当該事項ノ調査審議ノ終了ニヨリ退任ス

農業災害補償制度の見直しについて

○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第77号）（抜粋）

附 則

（収入変動に対する総合的な施策の検討）

第六条 政府は、この法律の施行後3年を目途として、農産物に係る収入の著しい変動が農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための総合的な施策の在り方について、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の規定による共済事業の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

○食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）（抜粋）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2. 農業の持続的な発展に関する施策

（4）担い手に対する経営所得安定対策の推進、収入保険制度等の検討

② 経営の新たなセーフティネットとしての収入保険制度等の検討

「農業災害補償法」（昭和22年法律第185号）に基づく現行の農業災害補償制度は、価格低下等は対象外であり、対象品目は収量を確認できるものに限定されているなど、農業経営の安定のためのセーフティネットとして課題を有している。

このため、農業経営全体の収入に着目した収入保険の導入について、制度の仕組みの検証等を行う事業化調査を実施するなど、制度の法制化に向け、検討を進める。

その際、既存の制度と重複がないよう、在り方を含めて関係を整理する。また、収入保険の検討と併せて、農業災害補償制度の在り方を検討する。

5. 団体の再編整備等に関する施策

ウ 農業共済団体

農業災害補償制度は、農業者の高齢化に伴い、相互扶助による業務運営が難しくなり、また、農業共済組合ごとのサービス水準に差が生じやすくなっている等の課題が存在する。

このため、今後、収入保険制度導入の検討と併せて農業災害補償制度の在り方を検討する中で、農業共済団体の在り方についても検討を行う。

農業災害補償制度に関する論点

1. 農作物共済の当然加入制の取扱い
2. 収穫共済（農作物共済、畑作物共済、果樹共済）の引受方式の取扱い
3. 家畜共済の取扱い
 - (1) 死廃事故と病傷事故の取扱い
 - (2) 死廃事故における家畜の資産価値
 - (3) 包括共済の事務の簡素化
 - (4) 再保険の支払方式
 - (5) 家畜の事故低減のインセンティブ対策
4. 無事戻しの取扱い
5. 運営組織の在り方